

令和六年度 奈良県知事賞

新しい税の導入について

磯城野高等学校1年 三原 唯楓

私は二〇二四年の六月に導入された新しい税である森林環境税について考えることにした。まず森林環境税とは国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割を併せて一人年額一〇〇〇円が徴収される。その税込の金額が、国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されるとされている。この説明だけでは森林環境税がどのようなものなのか分からなかった。しかし創設の経緯を知っていくうちに必要であると私は感じた。

森林は地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらすものである。しかし、森林は林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障をきたしている。そのほかにも少子高齢化による単独世帯の増加に伴い、新しく家を建てる際には森林が伐採され減少してきていると考えられる。森林が減少していくことでの良くない点を二つ考えた。

まず一つ目は地球温暖化が進んでしまうということだ。森林は、地球の面積全体の約九分の一に当たり、二酸化炭素の吸収量でいえば地球全体の四割前後を担っている。このことから森林の存在は地球温暖化を防ぐ意味でも重要だと考えた。

二つ目は生物に大きな影響を与えるということだ。森林は多様な動植物が生息、生育する生態系になっている。森林が減少している現状、生物がすみかを無くし絶滅することや絶滅危惧種を増やすことは生物に大きな影響を与えていると考えた。

次に森林環境譲与税の使い道についてだ。活用例としては佐賀県で林業アカデミーによる人材の育成や確保、神奈川県小田原市では市内小学校の内装木質化の実施など、私たちの税金がこれからこのようなものに活用されることを嬉しく思う。

これからも森林や環境などを守る税が導入されて必要なところに使われることを願うばかりだ。